

第14回びわこ東海道景観協議会 議事要旨

■日時：

令和5年12月22日（金）10時から12時まで

■場所：

大津市役所 本館4階 第4委員会室

■出席委員：

藤本委員（会長）、壽崎委員（副会長）、宮本委員、古川委員、谷委員、木村委員、村上委員、和田委員（オンライン）、中山委員、山田委員、高木委員、杉田委員、黒澤委員（オブザーバー）

■欠席委員：

武田委員、宇野委員

■事務局：

大津市都市計画課、草津市都市計画課

■傍聴者：

なし

1. 開会

会長挨拶

2. 議事概要

主な意見及び質疑は以下のとおり。

議事（1）東海道と県道18号における屋外広告物の両市共通推奨ルールについて

① 前回の検討内容について

意見等無し

② 推奨ルール（案）の基準について【屋上広告物の基準の検討】

<会長>

事務局の説明にあったとおり、東海道では全面禁止の推奨ルールが提示されている。現状の東海道には屋上広告物はあまり設置されていないので、既存不適格がないうちに新たな設置を抑える事になると思う。県道18号については、3mに抑える事で、横への広がりが増えることが分かった。意見、質問等はないか。

<委員>

検討の経過について教えていただきたい。県道18号について、横に広がることに対して、20㎡の制限、例えば、建物全体の見つけによって20㎡の大きさの見え方の違いがあるのではないかとと思われるが、事務局でそのような議論はされているか。

<会長>

「薄くて、長い」ということになるのではないかとということか。

<事務局>

今回の案では、20㎡という面積の制限を設けている。その中で横へ広げるためには高さを低くしないといけなくなるため、縦横のサイズはほぼ固定されてくるのではないかと考えている。例えば横に広げるために高さを1mにすることも可能ではあるが、高さ1mではかなり小さいため、シミュレーションのような、正方形に近い形状のものが多くなるのではないかと考えている。

<会長>

これは1面あたりか、4面で考えるのか。

<事務局>

1面あたりの面積で考えている。

<会長>

極端に言えば、高さ2m×横10mでも設置は可能ということか。

<事務局>

そうです。

<会長>

(建物の)高さにもよるが、あまり高いと見えなくなる。

県の基準が変わったことについて何か影響を感じておられるか。

<委員>

(オンラインのため)会場の声が途切れ途切れになっていてよく聞こえない箇所があったので、少し違う内容の質問になるかもしれないが、今回の推奨ルールにあたっては、新築される物件に対して適用するものであって、既存の物件には適用しないということか。

<事務局>

推奨ルールの運用方法についてはこれから検討を重ねていくつもりをしている。推奨ルールなので、新しいものについてはこの内容で推奨していくことになる。既存のものについては、やり替え等のタイ

ミングで話をしていくことになると思うが、具体的な運用方法については今後の検討項目とさせていただきたい。

<会長>

京都市でも、5年か7年の猶予期間があったと思う。運用方法はこれから考えていくとして、今回はとりあえず内容の承認をいただけたらと思う。

<委員>

承知した。やはり、難しいのは運用の段階に入ってからだと思うが、ルールを設けるからにはきちんと理解いただいて守っていただく必要がある。守ってくれるところと守ってくれないところが出てきては、絵に描いた餅になってしまう。運用の段階になってきたときには、皆さんがきちんと理解して守っていただけるようにしていただきたい。

話は変わるが、県道18号に関しては、大津側は水辺など見える景観となっているが、大津側から近江大橋を渡って草津市の交差点を超えたあたりでは、周りの景観はあまり見えない。にもかかわらず、県道18号ということで大津草津一律の厳しい基準が必要なのか。また、両市それぞれに景観審議会があると思うが、今回の県道18号の推奨ルールの基準についても両市の景観審議会に提言として持ってあがるということか。

<事務局>

琵琶湖に面している、面していない、など、大津市と草津市では違う状況もあるが、そもそもが、大津草津の連携で共通したルールを設定しよう、という取り組みであったので、共通のルールとして草津市域のなかでも定めてければと思う。

景観審議会の件については、あくまで推奨ルールであり、現状の屋外広告物の規制内容よりもかなり厳しいものとなっているので、いきなり景観審議会にもっていくのではなくまずは推奨ルールを進めていきながら、状況を見て拘束力を持って進めていくかどうか検討していきたい。

<委員>

市民感覚という観点で考えたときに、草津側に関しては、周辺の道路と比べても見え方が違うと感じる。

<会長>

今はまだこの場で協議を行っている段階であるので、これからこの基準が市民や事業者の方々の目に触れ、取り入れてくださる事業者の方が増えてきたところでようやく、「景観がよくなってきた」、「これはやりすぎ」等、市民感覚で把握されていくのかと思う。

京都市でもそうだったが、(ルールに沿って)変わっていくと、それで見える景観の雰囲気が変わり、その変化に気付いた市民の方々がどんどん従っていく、というのを私自身体験している。どういう目標を持つかというところで、今回の基準を決めていくということではないかと思う。

<委員>

P15～17 ページをご覧くださいながら質問をさせていただく。普段感じていることだが、屋外広告物の建物の外壁が一体に感じられるものがある。例えば P17 の外壁を屋上広告物に近い青色にした場合、本来は外壁であるにもかかわらず、それ自体が広告物に見える、ということも無きにしもあらずと思われる。そのような事例について、現状の取り扱いを踏まえ、どのように考えられているか教えていただきたい。

<事務局>

屋外広告物と景観については別の運用をしている。屋外広告物については、文字や絵など「特定の概念を伝えるもの」を屋外広告物の審査の対象としている。それ以外の部分は色に関してはコーポレートカラーというものが非常に扱いが難しいが、大津市では、文字や絵のないものに関しては景観法での届出による規制になり、外壁(景観法)の方がマンセル値等厳しい基準になっているという現状。ただし、届出が必要な建物の規模を設けているため、それに満たないものについては、届出はされていない。

<委員>

屋外広告物と壁面の色彩や柄が同じである場合、外観的に見たときに一体に見えると、すごく大きな広告に見える場合があると思われる。それが防げるようなルールが制度化できればと思うが、何か検討はされているか。現状の課題認識と合わせて教えていただきたい。

<会長>

エリアと規模によって基準が決まっていると思うので、そこに当てはまれば、この写真のような真っ青はダメな基準になっていると思う。過去、建物全体が広告に見えるような事例もあったが、景観の条例により、外壁は色彩が制限され変わった例もある。

<事務局>

会長のおっしゃる通り、それぞれ別の基準になっている。委員のおっしゃるような、屋上広告物の青色が壁面へ伸びてきたときに、それが広告物になるのか、壁面になるのかということについて、全国的に広告物とは、文字や絵など「特定の概念を伝えるもの」と定義しているが、その「概念」にコーポレートカラーが含まれるか否かというのは、各自治体によって運用が異なる。よくあるのが、コンビニの横線。大津市では、壁面における色彩を広告物として扱うかという議論は現状できていない。屋上広告物、壁面広告物にはそれぞれ別の数値基準があり、一体の基準はない。また、現状、それを課題として捉えた議論はやっていない。

<委員>

ありがとうございました。

<会長>

これについて、意見がなければここで決を採りたいが、いかがか。承認いただける方は挙手をお願いし

ます。(半数以上挙手)

<委員>

おそらく、P12 の「彩度6」は「彩度10」の誤記であると思うので、確認したい。

<事務局>

「彩度10」の誤りである。

<委員>

挙手はしていないということをご承知いただきたい。現在の規制基準では、全体の20%以下のアクセントカラーであれば高彩度の色を使用してもよいとされているが、推奨ルールはアクセントカラー(20%以下)についても適用となるのか。

<会長>

そうです。これから推奨ルールが浸透して、条例改正、規制化をするということになった時には、おっしゃるようにアクセントカラーについても適用とするのか、適用除外するのか、という議論がされていくように思うが、どうか。

<委員>

コーポレートカラーにしてもそうだが、一部分だけ使われることに関してはいいのかなと思う。京都市においてもそのようにしている。そのあたりの詳細な部分については、また各市の景観審議会で審議していただければ結構かと思う。

<会長>

推奨ルールなので細かいところまでは決めず、あくまで推奨ルールということで、それぞれ各市の景観計画に落とし込んでいってもらえればと思う。

それでは、屋上広告物の推奨ルールは、東海道は全面禁止、県道18号は、高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3かつ3m以下、面積：一面当たり20㎡以下に決定する。

② 推奨ルール(案)の基準について【非自家用広告物の基準の検討】

<会長>

順番に意見を伺いたい。

<委員>

景観としては非常にいいと思う。ここまで広告が小さくなると、実際、広告を出さなくなってくるので

は。そこでビジネスとして広告を出されている方への影響がどうか、という懸念はあるが、景観としては非常に良いと思う。

<委員>

(P37を見ながら)ここまで小さくなったら(広告を)出す意味がないのではと思う。この建物でいうと、窓の高さまでしか設置ができない。であれば、設置をやめるのか、窓をなくして設置するのか、極端に言えば(広告設置のため)建物を改修するのかなど、事業者としての影響は出てくるのかと思う。

ちなみに、この案内看板について、矢印と広告部分の比率は決まっているのか。

<事務局>

比率は決まっており、大津市では、40%以上を矢印、あと〇〇メートル、■■左折、等の案内の内容にしている。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

P24を見ながらお聞きいただきたい。この2つの看板は別の看板なので該当しないが、例えば、全く同じ法人や事業所等がこのような形で2つの広告物を設置した場合、それぞれ別の広告物として扱うのか。3㎡のものを2つ並べて設置してもよいのか、確認したい。

<事務局>

こちらは草津市域に設置されているもので、ご指摘のとおり、別事業者なので並列して設置ができている。ただし、草津市では同一広告主の相互間距離制度というものを設けており、エリアによって、100mもしくは500m離さないと次の広告が設置できないとしている。

<事務局>

大津市でも同様に、同一広告主の相互間距離を定めている。100m圏内で2つまで、隣り合う場合は5m離して設置している。

<委員>

わかりました。ありがとうございました。

<委員>

前回、高さや色彩のときに深い議論がされており、自分の認識よりもかなり厳しい議論がされていたため、自分の意識を改めた経緯がある。県道18号に対してのそれぞれの思いがある中で、この具体的な推奨ルールの基準が出されており、それについて異存はない。ただ、この県道18号のあり方をどうするのかを示していかないと、基準だけが先行しても感覚のズレが生じるのではないかと思う。

<会長>

屋外広告物を規制する意義というものを伝えていく必要があるかという話かと思う。重要なお意見をありがとうございました。

<委員>

推奨ルール案で作成いただいた看板の形状を見て、小さくなりすぎて出す意味がないのでは、という意見もあったので、規制する側からすれば、変な看板が減っていくことは良いことなのかなと思う。

<委員>

滋賀県条例について説明させていただくと、今年度4月から施行された滋賀県の条例というのが、町だけであり市が対象外で、件数もそれほど多くなかったため、特段混乱もなく推移している。他の市における改正については、それぞれの市のタイミングで改正しようことで、県が変えたからすぐに、というような動きはない。

<委員>

広告物が小さくなることで、広告の効果が低減されるという話があった。今後、事業者の収益に関わることなので、そういった一面も考える必要があるかと思った。また、外壁のことに関しても、景観にプラスαで、広告物のあり方についても今後検討する必要があるように感じた。

<委員>

屋外広告物の申請自体があまり進んでいない所があるという現状の中で、より厳しい基準であるこの推奨ルールを進めるには、運用の中でご理解をいただいて進めていく必要がある。強制的にではなく、理解が得られたうえで進めていけることが重要かと思うので、その方法を模索していきたい。

<会長>

市域全体となると大がかりだが、このような連携によってポイントを絞ってやるということの意義があるかと思う。屋外広告物事業者さんと話しをする機会があるが、「基準を作ってくれたらそれに従うので、作って欲しい」というような声も耳にする。この推奨ルールがその取っ掛かりとなって、事業主（広告主）からも、「ルールがあるならばそれに従う」と言っていただけるようになるといいかなと思う。

<委員>

看板が小さくなることについて、歩いているとそこまで影響は感じないと思うが、車に乗っているとほとんど見えなくなると思うので、それでは看板の意味があるのかなと感じる。そこまで心配する必要はないと思うが、屋外広告業者の商売が成り立たなくなるのではという気もする。

また、歩きの場合、P24のように看板の位置が下がることで、見えなくなるものが出てくるのでは。たまたまだが、看板の裏にある消火ホースが見えなくなっている。もともと何かの理由でこの高さに設定

されていたとすれば、看板の位置が下がることによる周辺の影響も注意する必要があるのではと感じた。

<委員>

今回から初めての参加であったが、前回までの検討内容やシミュレーションを見せていただく事で理解が進んだ。シミュレーションの内容はどれもわかりやすく、景観に対し良い変化が認められ良いと思う。

<副会長>

事務局案を拝見し、私は景観というよりも都市計画が本業なので、個人的には、「まちなみ」を見ようとしたときに、看板がこんなに邪魔をしていたのかということに改めて感じた。自分はまちなみを見るのが好きなので、これくらいの方が車にしても歩きにしても安心して走れるなど感じた。看板業者等への配慮というのもあるが、どこかで割り切ることも必要かと思う。推奨ルールなので、頑張ってもよいのでは。市民感覚というの、何を普通とするのか、例えば20年前であったら、このような協議会等の会長が女性というのにはあり得なかったのではないかと思う。市役所においても、都市計画関係の職員は男性がほとんどだったように思うが、それが今では女性もたくさんいらっちゃって、「そういうもの」という感じになっている。どのくらいを当たり前と感じるようになるといいのか、どこかで決めるしかないかと思う。看板が見えなくなるという話もあったが、若い人は、スマホやGoogleマップ等でお店を探している。これから先10年、看板のありようを考えたときに、見直していく時期なのかなと思う。今回の事務局案については、異論はない。

<委員>

非自家用広告物は、本来は道しるべとして掲出が許可されているものであると思う。チラシのような広告ではなく、どこそこへ行くにはここを右に曲がる、ここから南、のようにシンプルに伝えるための存在だと思う。もともと禁止地域等で誘導看板が許可されているというのは、そういう意味合いで許可をされていると思う。自分の立場からは申し上げにくい話だが、市民目線に立ち返って考えるならば、現状は非常に情報過多で、視覚的なノイズというか、景観を阻害している要因になっていると思う。大きさや彩度の規制をすることも検討の価値はあるが、デザインについてシンプル化することを検討してもよいかと思う。

<会長>

皆さんご意見ありがとうございました。特に厳しい反対意見はなかったように思うので、この事務局案で進めていってもよろしいか。意義がなければ、

非自家用広告物については、東海道は、高さ：3m以下、面積：3㎡以下、(彩度：6以下)、県道18号は、高さ3m以下、面積3㎡以下、(彩度：10以下)

に決定ということで進めさせていただきたいと思う。

③ その他：デジタルサイネージ、今後のスケジュール

<委員>

P43 のスケジュールについてお伺いしたい。先ほど本来の申請そのものが進んでいない状況があると示唆いただいた。そういった現状を踏まえて取り組んでいく必要があると思うが、現状を改めてお聞かせいただきたい。推奨ルールというよりも、そもそも申請が進んでいないということであれば、それを大前提に議論していく必要があると思う。

<事務局>

申請をいただけていない物件が非常に多いというのは、大津市だけでなく、全国どこでも悩まれている。数が膨大であるので、市域全体について一件一件指導をするというのはできていないが、まずは地域を限定して、申請率を上げるという取り組みを今年から始めている。

<事務局>

大津市同様に、どれだけ未申請の物件があるかは、正直全ては把握しきれていない。個人店舗の方だと、そもそも屋外広告物の条例があることを知らない方も多い。そういった未申請の物件について、年に一度、県が進めている「屋外広告物クリーンキャンペーン」というものがあり、その際に、路線を区切って、未申請や違反物件を少しでも減らそうという取り組みを行なっている。

<委員>

現状について理解した。今後、特に東海道、県道18号については、どの物件が未申請なのか、計画的に把握していただく必要があると思う。申請をいただいた場合には、何か証紙のような貼れるものを発行している認識だが、推奨ルールにおいても、証のような、貼れるものを作成していただくと、よりこういった取り組みが、市民や事業者に気付いてもらえるきっかけになると思うので、合わせてご検討いただきたいと思う。

<会長>

京都市も厳しくするときには100人体制を取ったと聞いているが、他の市でも同じようにというのは難しい。市民が賢くなって、声を上げてもらうという形かと思う。

業界団体として取り組んでいることはあるか。昔は全国的に75%くらい未申請なのではと私は言っていたが、今は少し変わっているのか。

<委員>

ルールが細かく厳しくなるほど、申請率は下がる傾向にある。改正に伴い、金銭的、経済的な負担が大きくなると、理解、協力を得にくい。よほどのペナルティ、例えば行政代執行をバンバンやるというような事でなければ、新たなルールを設けても難しいと思う。それは難しいと思うので、ルールはできるだけシンプルで、できるだけ新たな経済的負担が少ないものが望ましいのではないかと思います。

屋外広告物の申請については、広告物の安全面を担保するという意味合いもあるので、業界で推奨している安全点検技能講習という講習があり、これは施工現場で5年以上経験がある人を対象に講習を受けてもらっている。これを一つの資格として、認定してほしいと滋賀県に対してお願いしている。徐々にご理解をいただいている。大津市はまだだったと思うが、例えば奈良市に関しては、この資格者以外は一切

屋外広告物の維持管理や申請ができないというように厳格化されている。看板の安全性を少しでも担保していくためにはそういったルールが必要かと思う。

議事2 両市の景観計画改定について

<事務局>

資料にそって両市の景観計画改定について説明を行った。

意見等無し

<事務局>

これで、第14回びわこ東海道景観協議会を終了する。

— 終了 —